

令和元年度 発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業
(発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業)
成果報告書 (I)

実施機関名 (島根県教育委員会)

1 問題意識・提案背景

本県においては、文部科学省事業「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業 (平成 26～29 年度：県立邇摩高等学校)」「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業 (平成 29 年度：県立松江農林高等学校)」を受託し、高等学校における通級による指導の制度化に向けて準備を進めてきた。その中で実施校の拡充と、通級による指導の実践の充実、担当教員の専門性の向上や人材育成、特別支援教育や通級による指導を推進するための校内体制整備や教職員の理解啓発、関係機関との連携等、様々な課題への対応が求められている。

本事業は、小中学校の通級による指導を対象として平成 29 年度から実施した。平成 30 年度からは高等学校の拠点校 2 校 (県立松江農林高等学校、県立宍道高等学校) を加え、高等学校における通級による指導の充実にも取り組んできた。本事業により、通級による指導担当教員の専門性の向上がみられ、人材育成につながった。また、校内体制整備が進むとともに、教職員への特別支援教育の理解推進など、特別支援学校等の協力を得ながら進めることができた。また、小中高の通級による指導の連続性や発達年齢に応じた指導内容、大切にしたい視点など、それぞれの校種の通級による指導担当教員が考えるきっかけとなった。

令和元年度は、高等学校のみで本事業に取り組んだ。拠点校に前述の 2 校に県立三刀屋高等学校掛合分校を加え、小規模校の特徴を生かした教職員全体で連携した通級による指導の視点も取り入れて研究を進めることとした。

表 1：令和元年度 本県の高等学校における通級による指導実施状況 (いずれも自校通級)

実施高等学校名	学校の特徴	実施年数 (準備期間 1 年を含む)	令和元年度 指導担当者数
事業 拠点 校	松江農林高等学校	全日制 専門科・総合学科	3
	宍道高等高校	定時制 普通科 (通信制は未実施)	2
	三刀屋高等学校 掛合分校	全日制 小規模校 (令和 2 年度から実施)	1
邇摩高等学校	全日制 総合学科	6	4

拠点校の通級による指導担当教員 (以下「担当教員」とする。) の選定は、高等学校籍の教員を中心に校内で決定している。担当教員は、担当教科の授業と通級による指導 (自校通級) の両方を行う。教職経験年数 20 年を超える教員がほとんどで、これまでも特別支援教育コーディネーター等、校内において特別な支援の必要な生徒への関わりや、校内の支援体制推進や関係機関との連携等の経験がある。

しかし、通級による指導経験年数は 1～3 年であるため、障害理解と適切な支援、個別の指導計画の作成等の基礎的内容、生徒個別に対応する力等、様々な角度から育成する必要がある。

2 目的・目標

拠点校における通級による指導の研究実践や特別支援学校等との連携をとおして、教育委員会における研修体制構築及び通級による指導担当教員の幅広い専門性向上や指導方法について研究を進める。

3 主な成果

(1) 研修体制の構築

平成30年度、令和元年度ともに、教育委員会主催の研修は年5回実施し（詳細はアに示す）、担当教員の専門性向上を目指した。ここでは、障害特性の理解と適切な支援、実態把握の重要性、通級による指導を実施する上での生徒への関わり方の基本、評価の工夫等、実施校間共通のテーマを取り上げた。

加えて、本事業において、担当教員は国立特別支援教育総合研究所主催「高等学校における通級による指導に関わる指導者研修協議会」への参加や、自身に必要と考える研修の受講、先進校視察、自校の教職員研修を実施した

ア 研修実施状況

表2：本事業において教育委員会が主催した研修概要

県教委主催研修名 研修対象者	研 修 概 要	
	平成30年度	(1) 目的 (2) 内容 令和元年度
①第1回高校通級担当者研修会（7月） ・高校通級による指導担当教員 ・サポート校の担当教員	(1) 県内先進校の取組を知る。 中学校での通級による指導について知る。 (2) ・邇摩高校の実践報告 ・講義「中学校での通級による指導の状況と高校通級に望むこと」教育事務所指導主事 ・情報交換	(1) 各校の今年度の取組について情報共有する。 (2) ・情報交換と協議「各校の事業の取組計画と進捗状況、通級による指導の実施状況について」 ・事例検討・演習「2学期に向けた指導計画の見直し」
②通級指導教室担当教員等研修（10月） ・小中高特通級による指導担当教員 ・管理職のうち希望する者	(1) 当事者等の思いを知り、各年代における目標の設定について考える。 (2) ・講義「通級による指導経験者の思い」 ・講義「通級による指導を受けた生徒の保護者の思い」 ・講義「職場で支える上司の思い」 ・講義「通級による指導担当者として大切にしたいこと」世田谷区立駒沢小学校通級指導担当教員 吹野佳朗 氏	(1) 実態把握の具体について知る。 (2) ・説明 島根県の特別支援教育の現状 ・グループ協議「指導の工夫や課題について」 ・講義「学習に苦手さのある子どもたちの実態把握と支援」 廿日市市教育委員会・大阪府堺市教育委員会 特別支援教育アドバイザー 山田充 氏
③高等学校特別支援教育推進研修（12月） ・高校通級による指導担当教員 ・特別支援教育コーディネーター ・特別支援学校センター的機能担当教員 ・管理職のうち希望する者	(1) 実態把握の力を高める。 (2) 講義「実態把握の力を高め、適切な支援や関わりを考える～愛着障害と発達障害～」和歌山大学教育学部 教授 米澤好史 氏	(1) 障害特性の理解と支援について考える。 (2) 講義「高校生段階の発達障がい理解と支援」F R 教育臨床研究所 花輪敏男 氏
④第2回高校通級担当者研修会（12月） ・高校通級による指導実施校担当教員 ・サポート校の担当教員	(1) 事業拠点校の取組を共有し指導のヒントを得る。 (2) ・通常の授業参観（宍道高校） ・事業拠点校（宍道高校）の取組発表 ・情報交換と協議 就労に向けた指導内容について 関係機関との連携の進め方	(1) 生徒とのコミュニケーション力を高める。 (2) ・各拠点校による先進校視察・研修報告 ・講演「生徒の心をつかむ面談の進め方、関わり方」島根県東部発達障害者支援センター センター長 石橋美恵子 氏 ・「高等学校における通級による指導に関わる指導者協議会」について

⑤第3回高校通級担当者研修会（2～3月）	(1) 事業拠点校の取組を共有し指導のヒントを得る。 (2) ・松江農林高校の取組発表 ・動画による授業参観と協議 ・情報交換と協議 ・評価の工夫 学級担任や教科担当との連携	(1) 1年間の取組と成果を共有する。 (2) ・報告「各校の事業の取組報告、通級による指導の実施状況について」 ・情報交換と協議 ・評価の工夫 (中止)
----------------------	---	--

イ 研修実施の効果

(ア) 通級指導教室担当者等研修（表2の②）

これまで、小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校の担当教員を対象としていた研修に、平成30年度より高等学校の担当教員も加え、小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校合同の研修を開始した。

平成30年度は、社会人となった当事者と保護者、雇用主それぞれの立場からの話を聞くことで、現在関わる生徒の将来をイメージすることができた。そして、各年代で押さえるべき指導目標や指導内容について改めて考え、指導に生かすことができた。

令和元年度は学習障害に関する理解と指導方法に関する講義に加え、指導経験1～4年目の担当教員を対象にグループ協議を行った。効果のあった指導内容、教材の工夫、また指導上の悩み等について情報交換された。協議の中では、高等学校での実施状況の情報提供と、中学校の取組から指導のヒントを得ることができた。専門性の向上と各学校種の取組を知る貴重な機会となった。

(イ) 高校通級実施校担当者研修会（表2の①④⑤）

通級による指導の実施校と実施校を支援する特別支援学校（以下「サポート校」とする。）のそれぞれの担当教員（11～12名）が、各学期1回集まり、協議や情報交換を中心とした研修を行った。この研修の主な目的は、他校の取組状況や事例を参考に自校の取組の方向性を確認したり、課題解決や具体的な指導方法についてのヒントを得たりすることである。また、サポート校の役割や、サポート校から実施校への具体的な助言の工夫についても情報交換できた。

平成30年度は各回1校が取組を発表した後、参加者間での質疑応答や設定したテーマについての協議を行った。特に通級による指導を開始して6年目となる県立漣摩高等学校や特別支援学校の実践が参考になるという意見が多かった。

令和元年度は実施時期に応じて取り上げる内容を工夫することで、即実践と結びつけられることを目指した。

例) 7月 「2学期に向けた指導計画の見直し」

12月 1年生の通級による指導の体験授業実施に向けた「面談の技法や関わり方」

3月 「評価の妥当性と工夫」

(2) 研修派遣ならびに先進校視察

ア 国立特別支援教育総合研究所特別支援教育専門研修

（発達障害・情緒障害・言語障害教育コース 平成30年度高校担当者1名）

イ 高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会（平成30年度高校担当者2名、

サポート校担当者1名、令和元年度高校担当者1名、指導主事1名）

先進校視察	
松江農林高等学校	千葉県立幕張総合高等学校 千葉市立稲毛高等学校

宍道高等学校	東京都立秋留台高等学校 鳥取県立米子白鳳高等学校	神奈川県立横浜修悠館高等学校 株式会社LITALICO
三刀屋高等学校 掛合分校	島根県立松江農林高等学校 山口県立山口高等学校徳佐分校 山口県立宇部西高等学校	島根県立漣摩高等学校 山口県立徳山高等学校鹿野分校

(3) 指導主事による助言

県教育委員会の指導主事が学校訪問し、研究の進捗状況の聞き取りや通級による指導の授業参観（ビデオ視聴含む）により、指導内容等について協議や助言を行った。

(4) 通級指導専門性充実検討会議、運営指導委員会の開催

事業運営への助言及び評価を得ることを目的に、検討会議を設置し、教育、福祉分野の有識者を委員とした検討会議を11月に開催した。また三刀屋高等学校掛合分校については、令和2年度からの指導開始に向けての準備年度であることから、検討会議に加えて、運営指導委員会を設置し、教育、福祉分野からの有識者を委員として年2回開催した。各委員からは、自己理解の重要性と高校段階で押さえるとよい指導内容や社会自立に向けて付けておきたい力について助言を受けた。就労段階でつまづきやすい場面や課題を具体的に示し、自己選択や自己決定する力の育成、自己肯定感や自己有用感の醸成等、各校の実践を振り返り、指導計画の見直しや指導内容の題材検討等に生かすことができた。

会議名	委員
検討会議	発達障害者支援センター長、大学教授（教育） 特別支援学校（サポート校）校長、教育センター指導主事
運営指導委員会	発達障害者支援センター長、障害者就業・生活支援センター長 特別支援学校（サポート校）校長

(5) 高校通級支援体制整備事業（県単独事業）の実施

特別支援教育の専門性を高めるために、通級による指導の各実施校に対して、特別支援学校をサポート校として設置し、支援する体制を整えた。サポート校の主な役割は次のとおりである（週1回実施校を訪問）。

- ・ 高等学校の通級による指導担当教員の相談に対応、助言
- ・ 実態把握の方法や個別の指導計画の作成の協力
- ・ 指導内容への助言や教材の紹介
- ・ 校内教職員を対象とした研修の講師 等

表3：通級による指導実施校とそのサポート校

通級による指導実施校	サポート校
松江農林高等学校	松江養護学校
宍道高等学校	松江緑が丘養護学校
三刀屋高等学校掛合分校	出雲養護学校雲南分教室
漣摩高等学校（事業拠点校ではない）	出雲養護学校漣摩分教室

本事業をとおして、高等学校の教育課程の特徴や青年期の生徒の実態、校内の特別支援教育の推進状況等の把握の必要性、高等学校の担当教員の考える方向性を支える形での助言の在り方、既に高

等学校で実施している取組を特別支援教育の視点で整理し教職員に返していくこと等、サポート校の担当教員の役割や留意点について整理することができた。

また、サポート校の担当教員を対象とした研修として、表2に挙げた教育委員会主催研修の他に、自主研修受講のための予算措置を行った。高等学校の担当教員が参加する研修や先進校視察に同行し、それぞれの視点から得た情報を共有することで、お互いの視野が広がり、より指導の充実を図ることができた。

(6) 各拠点校の成果報告書冊子の作成

松江農林高等学校、宍道高等学校においては、本事業2年間の取組の成果を冊子にまとめる。県立高等学校や特別支援学校、市町村教育委員会等関連機関に配布し、高等学校における通級による指導の取組の周知と理解推進に役立てる予定である。また、来年度の通級による指導担当教員の研修等でも活用することで指導の充実につながり、次期担当教員の育成に活用する。

(7) 高等学校教員の特別支援教育に関する意識変化

教員全体によるチェックリスト等を活用した実態把握や校内研修会の実施等により、在籍学級担任や教科担任も、障害特性による困難さや行動の特徴等について気付きや理解が進んだ。ユニバーサルデザインの視点による一斉授業の改善が見られ、通級による指導担当教員への支援に関する相談も増えた。

また、通級による指導内容を教科指導やインターンシップ等のキャリア教育と関連付けたり、通級による指導内容の周知のための便りの発行や授業ファイルの回覧等を行った。これにより、通級による指導の校内での般化について、在籍学級担任が通級による指導の目標の視点で生徒を観察するなどの効果がみられた。

4 通級による指導における専門性のポイント

- 個のニーズに応じた支援を適切に実施できる力
 - 「実態把握」「指導目標の設定と指導」「生徒とのコミュニケーション力」「評価と見直し」
 - 「保護者、関係機関との連携」「特別支援教育の理解啓発」
- 学校全体での組織的かつ計画的な取組と校内でのマネジメント力
- 高等学校卒業後の社会自立を見据えた支援を実施できる力

5 拠点校における取組概要

【高等学校】

① 通級による指導開始時における目標の設定及び適切な評価の在り方の研究

実態把握の方法について、各拠点校においてサポート校からの助言や校内の理解を得て、以下のような取組を行った。中学校からの引継ぎ、複数の教員による生徒観察（チェックリストを含む）、生徒面談、保護者からの聞き取り等、丁寧な実態把握がなされた。

	実態把握の方法
松江農林高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒観察シート(学級担任、教科担任、部活動顧問、通級による指導担当教員等複数の教員による) ・高校生活スタートアップカード(新入生と保護者が、高校生活への不安や配慮事項等を記入) ・心理検査や読み書きの検査 ・社会適応に関する検査(言語、日常生活、社会生活、対人関係のスキルを評価)や障害者職業センターのチェックリスト

宍道高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ・前籍校の「実態把握表」や引継ぎ書類（個別の教育支援計画、個別の指導計画等） ・生徒観察シート（Part 1、Part 2） 1年次生徒を対象に学級担任、各教科担任がPart 1を実施しPC入力する。この結果から、詳細な観察が必要だと思われる生徒及び通級による指導を希望した生徒に対して、Part 2を実施し、課題や支援内容を整理する。 ・各教科指導の記録や取組状況（総合的な探究の時間での校内作業体験の様子等） ・サポート校担当者の観察 ・PATH（※1）
三刀屋高等学校 掛合分校	<ul style="list-style-type: none"> ・学校生活に関するアンケート ・入学生状況把握シート（前籍校からの聞き取り） ・前籍校からの引継ぎ書類（個別の教育支援計画、個別の指導計画等） ・実態把握アンケート（全ての教員が実施） ・生徒保護者アンケート（入学時に保護者が記載） ・自分の振り返りチェックリスト（生徒本人が実施し、同内容を教員の視点から実施することで、自己理解や認識の差を把握する。）

次に、実態把握から課題を抽出し、目標設定へと整理していく流れで、各校とも「実態及び指導の整理」ワークシート（※2）の活用や自立活動の「流れ図」（※3）を活用し、サポート校の担当教員の助言を受けながら個別の指導計画を作成した。目標設定は、生徒の現在の高校生活だけでなく、卒業後の生活や進路希望にも留意しながら、高校卒業後をイメージした長期目標と1年間の短期目標を設定した。

評価の工夫については、各校とも通級による指導の時間内だけでなく、通常の授業や学校行事の場面での生徒の様子を含んだ評価としている。また、通級による指導の担当教員によるものだけでなく、生徒の自己評価、通常の学級の担任や教科担任、保護者からの情報収集等、複数の視点や場面での評価を組み合わせている。

ア 通級による指導担当教員による評価

担当教員が毎時間、授業の記録を作成する。

担当教員が毎時間授業終了時に振り返りの時間を設ける。

イ 自己評価の工夫

毎時間授業終了時に本時の振り返りを行う。

毎時間の授業記録に自己評価の欄を設ける（記述や5段階の数値）。

面談により、数値化できない生徒の自己評価や変容の部分を補うよう留意する。

ウ 保護者からの聞き取り

担任が学期末に行う保護者面談に通級による指導担当教員も同席し、指導の様子を報告したり、指導内容が家庭生活にどのように反映されているかや、自立活動の目標に対しての達成度等について聞き取り、評価の参考とした。

エ 通常の学級等での生徒の行動の変化について情報共有

学級担任や教科担任等、関係教員による評価を行った。

一斉授業、学校行事や部活動等学校生活での様子について情報交換した。

オ 上記についての記録、情報等を集約した総合的な評価

松江農林高等学校では、指導開始時と学年末に、社会適応検査（言語、日常生活、社会生活、対人関係のスキルを評価）を生徒本人・保護者・関係教員が実施した。この検査は、本人・保護者・生徒・

生徒をよく知る教員がチェック方式で回答し評価するもので、扱いやすく、指導開始時と指導後の変容が数値で表され客観的な捉えができる点で有効であった。これを利用して対象生徒が自己理解したり、保護者や教員が対象生徒について共通の課題意識をもって指導したり支援したりすることにつながった。

宍道高等学校では、PATH（※1）の手法を個別の教育支援計画の作成や見直しに取り入れた。本人の願いや将来の展望、自己に必要な力や必要な支援（合理的配慮の提供）など、生徒自身の教育的ニーズの把握ができ、指導目標の設定や指導内容の検討の際、より生徒のニーズを反映させることができた。そのことが、生徒の通級による指導への主体的な参加や自己理解の深まりに繋がった。

※1：PATH（Planning Alternative Tomorrow with Hope）希望に満ちたもう一つの未来の計画の略称。

関係者が障害のある人の夢や希望に基づくゴールを設定し、その達成のために用いられる方法。

※2：国立特別支援教育総合研究所「高等学校における通級による指導担当者協議会」の演習で用いた。

※3：特別支援学校学習指導要領自立活動編 実態把握から具体的な指導内容を設定するまでの流れの例。

② 通級による指導の担当教員が通常の学級の担任との連携を深化させるための専門性の在り方の研究

実態把握のための観察シートの記入を通常の学級の担任も行うことで、障害特性による学習面・行動面の困難さが具体的にどのような行動や苦手さとして表れるのかについての理解が進んだ。そのことにより、これまでは生徒の努力不足や甘えが原因と捉えられてきた部分に対する、障害特性の理解と生徒理解が進み、適切な指導方法について関心を示す教員が増えた。通常の学級の担任や教科担任からの相談が増加している。

通級による指導の内容は、教職員向けの通級による指導の便りの発行や通級による指導ファイル（毎時間、生徒がワークシート等記録物を綴じるもの）を在籍学級担任や関係教員で回覧することにより周知した。

また、通級による指導担当教員が一斉授業を参観し、自立活動との関連を図った。徐々に教科担当教員等から参観の要望が出るようになり、情報交換の機会が増えた。特に、コミュニケーションや人間関係づくりに課題がある生徒については、通級による指導担当教員が集団の中での様子を把握することで、通級による指導に反映させることができた。

	連携の方法と内容
松江農林高等学校	(1) 支援部会（通級による指導担当教員、学級担任、教科担任、学科教員、部活動顧問等） 6月 通級による指導の情報提供 通常の授業の情報共有と指導上の配慮や支援を検討 インターンシップにおける対象生徒の受け入れ事業所の選定 2月 1年間の振り返りと今後の課題設定 (2) 学級担任や学科教員との情報共有 通級による指導の記録ノートの回覧 生徒インターンシップ実習先への通級による指導担当教員による巡回訪問 教科授業の参観 球技大会等の学校行事や部活動での生徒観察 (3) 保護者面談に同席
宍道高等学校	(1) 校内教職員研修 4月 生徒理解のための教職員研修（新着任者対象） 特別支援教育研修（全教員対象 講師：サポート校の担当教員） 8月 校内夏季教職員研修（外部講師による「生徒理解」に関する講義） 講師 国立特別支援教育総合研究所 牧野泰美 先生 (2) 生徒に関する実態把握や情報収集、情報共有

	<ul style="list-style-type: none"> ・校内委員会（生徒支援委員会）や学年次会を週1回開催 ・実態把握のための生徒観察シートへの記入と分析 ・生徒の学習ファイルを用いた生徒の変容や学習内容等の共有 ・通級による指導のねらいを踏まえた生徒への関わり方の共有 ・学級担任からの指導や支援の相談 等 <p>(3)一斉指導において、見落とされがちな生徒な困難の状況や特性をわかりやすく伝えるための工夫 生徒観察シートの集計結果と支援のポイント集を作成し全教職員に配布</p> <p>(4)通級による指導の便り「みらいデザイン通信」の発行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導の内容 ・通級による指導担当教員やサポート校の担当教員、校内教職員の研修報告 <p>(5)保護者面談に同席</p>
三刀屋高等学校掛合分校	<p>(1)教職員研修</p> <p>5月 通級による指導について（教育委員会指導主事）</p> <p>7月 合理的配慮の提供～個への対応～（教育センター指導主事）</p> <p>11月 通級による指導先進校の取組について（邇摩高等学校 通級による指導担当教員）</p> <p>12月 発達障害の理解と支援について（FR教育研究所 花輪敏男 先生）</p> <p>(2)生徒に関する実態把握や情報収集、情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内連絡会（月1回全教員） ・通級指導校内検討委員会（適宜実施） ・実態把握アンケート（全ての教員が実施） ・通常の学級における支援・指導についての相談 ・「実態把握表」「個別の教育支援計画」「自立活動 個別の指導計画」等の共同作成 ・通級による指導内容と生徒の状況等について情報共有 <p>(3)通級による指導におけるTTの在り方の検討</p> <p>(4)本人及び保護者との面談に同席</p>

宍道高校では、特別支援教育への理解と取組の深化や通級による指導への理解について校内教員を対象にアンケートを実施した（回答者数 33 名）。

質問	「そう思う」「少しそう思う」の回答割合
通級による指導の実施により、 <u>自身の特別支援教育への理解</u> や取組が一層深まったか。	85%
通級による指導の実施により、 <u>教員全体の特別支援教育への理解</u> や取組が一層深まったか。	73%
通級による指導の必要性を感じているか。	97%

校内教員が通級による指導を必要だと思う理由（自由回答 抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・生徒が指導を受け助かっている。通級による指導担当教員に相談できるので、学級担任も生徒も支えられていると感じ安心する。 ・生徒のニーズがある。医療、福祉につながっていない生徒への対応につながる。 ・以前は、廊下ですれ違うとき挨拶をしても、目を合わそうともせず通り過ぎるだけだった生徒が、顔を向けて挨拶ができるようになっていて、指導の効果はあると実感する。 ・他校以上に本校には課題を抱える生徒が多く在籍していると思う。そのフォローとして通級による指導は大切だと思う。
--

通級による指導（みらいデザイン）に期待することはありますか。（自由回答 抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・生徒の自己肯定感が高まることを期待している。 ・全教職員で協力できることがあれば共有したい。 ・卒業が近い生徒への自立支援。支援機関等とのつなぎになればと思う。 ・生徒が自己理解を深めるために、体験的に通級による指導の内容をHR活動等で実施できるとよい。 ・生徒の成長はもちろんであるが、教員全体の気づきや指導力の向上ができればよい。 ・履修する生徒の特性や適切ななかかわり等、情報提供があると役立つ。 ・通級による指導において、生徒が何を学習しているかもっとオープンにしてはどうか。

上記回答より、通級による指導には教職員全体の専門性への向上に一役を担う役割があり、またそれを期待されている。担当教員はそれらの指導・支援を般化させる起点となることが求められている。

通級による指導対象生徒の在籍学級担任と通級による指導担当教員の連携についても、在籍学級担任のほとんどが、「生徒理解や日常の支援・指導に役立った」「生徒理解や日常の支援・指導に少し役立った」と回答した。

③ 発達障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導方法の研究

	主な取組内容
松江農林高等学校	<p>(指導内容の工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップと関連付けた目標や活動内容の検討や特別支援学校の現場実習評価表の活用 ・心理検査や読み書きの検査を実施し、認知スタイルや読み書きの困難さの実態把握へ支援。自身に合った学び方について本人が体験的に自己理解できるような活動内容の工夫 ・タブレット端末の活用 <ul style="list-style-type: none"> 動画撮影（ロールプレイの様子を録画し、客観的に自分の姿を振り返る） 文字読み上げ機能 職業調べ、大学調べなどの情報収集を行う 職業適性診断 アプリの活用（地図アプリ、詰め将棋、漢字トレーニング等） <p>(指導方法の工夫・改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート校担当者による通級による指導の授業観察 ・外部講師による師範授業
宍道高等学校	<p>(指導内容の工夫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インターンシップと関連づけた目標や活動内容の検討 ・タブレット端末を活用した動画撮影（ロールプレイの様子を録画し、客観的に自分の姿を振り返る） <p>(指導方法の工夫・改善)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サポート校の担当教員による通級による指導の授業観察、TT ・通級による指導担当教員以外の教員の協力 <p>(1) 高等学校段階における教育的ニーズに応じた授業づくりの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒自身が学習に価値付けをし、目標を理解して主体的に取り組む姿を引き出すこと ・「自ら考え、気づく」ための仕掛けを学習活動の中に多く設定すること ・自己選択・自己決定する場面を学習活動の中に多く設定すること ・社会への接続（福祉制度、進路学習、余暇活動、ライフプラン等）に関する内容を取り扱うこと <p>(2) 関係づくりができ、安心して話せる場の提供をするための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デリケートな感情への寄り添いと生徒の思いの尊重 ・根拠をもった関わり ・担当教員側の自己開示や生徒の興味関心への共感と共有 ・グループ活動とは区別した個別の時間の確保と秘密の厳守

三刀屋高等学校掛合分校	(指導方法の工夫) 令和2年度の計画 小規模校の特徴を生かした教職員全体で連携した通級による指導として、通級による指導体制（T Tの在り方）を検討した。T 2は各分掌、教科担任、部活動顧問、学級担任が担当し、その役割は通級による指導を理解し、全体指導での般化を目的とする。		
	指導内容	T 2	般化の場面
	コミュニケーション	生徒部、保健部、部活動顧問	放課後活動、部活動、学校行事、S Cによるエンカウンターや講義
	キャリア教育	進路部	就職、進学に向けた指導（試験準備、面接指導等） 関係機関との連携
	人間関係や社会性、相互理解	学級担任	HR活動や学校行事等での学級活動
ユニバーサルデザインの視点による授業の工夫、LD支援	教務部 教科担当教員	授業展開の構造化 教材の選定と機器（タブレット等）の活用 各教科の特性を生かした分かりやすい授業づくり	

各校において、卒業後の支援のための指導内容の参考として、以下に挙げる関係機関を訪問し情報収集に努めた。各機関の役割を知り、生徒がいつ頃、どのような場面で利用することが想定されるか、教員自身がイメージをもち、指導の中で生徒に情報提供した。また、実際に生徒が教員とともに関係機関を訪問し、説明を受けたり利用したりする体験学習を設定した。

また、中学校での支援状況を知るために適応指導教室や学習支援センター等を訪問し、情報収集し指導の参考とした。

【関係機関】		
発達障害者支援センター	島根障害者職業センター	障害者就業・生活支援センター
ふるさとしまね定住財団	ジョブカフェしまね	

④ 発達障害の状態に応じた各教科の内容を取り扱う際の「特別の指導」方法の研究

各校共通に行われたのは、学校全体でユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりである。ICT機器を活用した授業づくりの取組は、県立高等学校全体で平成30年度に教員用タブレット端末と書画カメラ、常設プロジェクター、電子黒板スクリーンを普通教室に整備したことから、学校全体での取組となっている。各校において、書画カメラを用いて資料や教科書、プリントをスクリーンに映して強調したい部分をわかりやすく示したり、生徒が記入したワークシート等を映して他の生徒と共有したりする等の活用が見られる。また、黒板と併用してプレゼンテーションソフトを利用してスクリーンに写すことで、教員の板書の時間短縮につながり、生徒に考えさせる時間が増え、機器の活用効果を実感している。

宍道高等学校では、通級による指導と教科指導が系統的・横断的指導が行えるように、個別の指導計画と各教科等の関連する指導内容を整理し、取り扱う各教科等の年間指導計画や指導内容を付記した通級による指導の年間指導計画を作成した。国語科担当教員と連携し国語総合の内容を年間指導計画に加え、話すことについて高等学校学習指導要領国語科の内容を意識して取り組んだ。

三刀屋高等学校掛合分校では「高等学校学習指導要領（平成30年度告示）解説 各教科における障害のある生徒への配慮についての事項」をもとに、各教科における取組について現状確認と取組の検討を行った。

6 今後の課題と対応

(1) 課題

ア 担当教員は通級による指導の経験が浅く、各校における通級による指導を受けている生徒数も少ない。そのため、有効な手立てに関する情報の蓄積が少なく、個に応じた適切な指導計画を作成する上で、以下のような点で不安を感じることが多い。

- ・ 高校生段階の様々な障害特性の理解
- ・ 指導計画を作成する上での指導すべき課題の抽出
- ・ 指導のねらいの明確な設定
- ・ スモールステップの目標設定と指導内容の工夫

イ 生徒が主体的に取り組む指導内容の工夫が必要である。

- ・ 学校行事や教科指導、キャリア教育等に関連づけた指導内容の工夫
- ・ 般化の場面の設定
- ・ 生徒の良い部分を伸ばす指導内容の工夫

(2) 対応

ア 研修及びサポート体制の構築

- ・ 令和2年度県教育委員会が主催する研修は、実施回数を維持しながら、障害特性の理解と適切な指導に関する内容、青年期の共通する課題への指導等を研修テーマとしたい(表4)。また、各校とも通級による指導を受ける生徒数がまだ少なく、事例の蓄積も数例であるため、実態把握から指導目標の設定及び個別の指導計画の作成の事例検討を研修内容に取り入れて、事例を増やしたい。今年度作成した松江農林高等学校、宍道高等学校の成果報告書冊子も研修で活用したい。

表4：県教育委員会主催の研修(今後の計画)

研修名	開催時期	受講対象者
高等学校通級指導担当者研修	7・12・2月	高校通級による指導担当教員、サポート校の担当教員
通級指導教室担当教員等研修	10月	小中高特通級による指導担当教員、管理職で希望する者
高等学校特別支援教育推進研修	12月	高校通級による指導担当教員、高校特別支援教育コーディネーター、特別支援学校センター的機能担当教員、管理職で希望する者

- ・ 高校通級支援体制整備事業(県単独事業)により、サポート校(特別支援学校)による各校のニーズに合わせた指導助言の体制を継続する。協議や情報提供に加え、サポート校の担当教員による授業参観やTTによる指導、師範授業等を取り入れた指導方法の工夫や改善に取り組む。

イ 指導内容の充実

- ・ 校内の通級による指導担当教員間や実施校間での授業検討会や事例検討会、中学校の通級による指導の授業参観により意見交換を行い、実際の事例をもとにした工夫改善に取り組む。
- ・ 学校行事や教科指導、キャリア教育等に関連づけた指導内容を工夫し、関係教員や分掌との連携を図り、該当生徒の通級による指導への動機付けや般化の場面を設定する。
- ・ 関係機関との連携により、より具体的に青年期における障害特性の理解や支援について理解を進め、各機関の役割や社会自立に向けた連携の持ち方について、指導内容を工夫する。
- ・ タブレット端末等ICT機器を活用し、生徒が主体的に取り組む指導・支援方法を工夫する。

ウ 教職員の特別支援教育の理解推進

- ・特別支援教育に関する教職員研修会や通級による指導の事例発表会を開催する。
- ・通級による指導の便りの発行、通級による指導の公開授業、通級による指導ファイルの関係教職員の回覧等により、指導の内容を共有する。
- ・「高等学校学習指導要領（平成30年度告示）解説 各教科における障害のある生徒への配慮についての事項」を参考に、一斉授業においてユニバーサルデザインの視点をもった授業づくりや、合理的配慮の提供を推進する。

7 拠点校について

【高等学校】

拠点校名：島根県立松江農林高等学校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		生徒数	学級数	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	生物生産科	40	1	39	1	38	1					
	環境土木科	40	1	39	1	40	1					
	総合学科	80	2	79	2	63	2					
通級による指導 (対象者数)		3		2		2						
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	—	33	1	—	4	6	—	(1)	10	56

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：5名

※通級による指導の対象としている障害種：

- ①言語障がい ②自閉症 ③情緒障害 ④弱視 ⑤難聴
⑥学習障害 ⑦注意欠陥多動性障害 ⑧肢体不自由 ⑨病弱及び身体虚弱

拠点校名：島根県立三刀屋高等学校掛合分校												
課程	学科	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年		生徒数	学級数	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数			
全日制	普通科	27	1	24	1	19	1					
通級による指導 (対象者数)												
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護 助教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計
教職員数	1	1	0	8	1	0	0	0	1	1	3	16

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：定時制課程3名、通信制課程1名

※通級による指導の対象としている障害種：

- ①言語障がい ②自閉症 ③情緒障害 ④弱視 ⑤難聴
⑥学習障害 ⑦注意欠陥多動性障害 ⑧肢体不自由 ⑨病弱及び身体虚弱

拠点校名：島根県立宍道高等学校													
		第1学年		第2学年		第3学年		第4学年					
課程	学科			生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数		
定時制	普通科			81	8	61	7	57	7	20	3		
通信制	普通科			1, 203名									
通級による指導 (対象者数)						1		4					
	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育 支援員	スクール カウンセ ラー	その他	計	
教職員数	1	3	0	53	2	0	28	7	0	1	4	99	

※特別支援教育コーディネーターの配置人数：2名

※通級による指導の対象としている障害種：

- ①言語障がい ②自閉症 ③情緒障害 ④弱視 ⑤難聴
⑥学習障害 ⑦注意欠陥多動性障害 ⑧肢体不自由 ⑨病弱及び身体虚弱

8 問い合わせ先

組織名：島根県教育委員会

担当部署：島根県教育庁特別支援教育課